

平成 30 年度 第 3 回吹田市人権施策審議会会議録

1 日 時 平成 30 年 8 月 27 日（月） 午後 3 時～

2 場 所 吹田市役所高層棟 4 階 特別会議室

3 出席者

〈審議会委員〉（五十音順）

泉委員 金戸委員 田端委員 春貴委員 古本委員 的場委員
村田委員 山本委員

〈欠席委員〉

出口委員 藤原委員 山下委員

〈事務局職員〉

高田 徳也（市民部長） 横山 尚明（人権政策長）
信田 二三夫（市民部人権平和室長） 岸上 孝司（市民部総括参事）
西口 崇（市民部人権平和室参事） 田毎 祐三（市民部人権平和室主幹）
生駒 靖子（学校教育部教育政策室長） 桑田 香苗（学校教育部教育政策室主幹）

4 傍聴者 なし

5 会議概要

以下のとおり

（事務局）

資料確認、出席状況報告

傍聴希望者の有無確認

（会長）

それでは審議会を開催したいと思います。暑い中どうもありがとうございます。

今、事務局からご案内がありましたように、今日の議題はまず前回の基本的な部分です。前回、ご意見をいただいたことについて、私が少し解説したものをすでに事前に配布させてもらっているのですが、ご説明をしてまたご意見があれば言ってもらおうというのが一つです。

それから次に各論の方です。各論の方は完全なものではないですが、主要課題のところを事務局で作っていただいたので、私は何も意見を言っていないませんが、事務局で作ったものをまずお出しして、これについて前回の様にご意見をいただくということです。次の回でそれをまとめてさらに、その他の人権課題など色々ありますので、それを最後にまと

めていくという流れでいきたいと思います。

今日は前回、手を入れたものを見て頂いて、ご意見をいただいたり確認していただいたりすることと新しく各論の主要な部分について事務局案がありますのでご意見をいただくということの二点を行いたいと思います。

それで、資料として吹田市多文化共生推進指針を付けてもらっているという話が出ましたが、これは、今日出ました取り組むべき主要な課題の最後の外国人のところ吹田市がこういうものを出しているという記載がありましたので、10 ページの真ん中あたりに、「平成 29 年 10 月に吹田市多文化共生推進指針を策定し、」と書いてある。ただこれは我々の審議会の議論に関わりがあることなので、やっぱり知っておいた方がいいだろうということで、今日、急きょ資料として付けて出しています。今日は、これを今すぐ読んでどうこうはできないと思いますので、今日ご意見をいただいて、或いは、それを補足するような形で、今日でなくてもご意見があれば言ってもらおうということにして、資料がないと話にならないということで、今日はこれを付けていただきました。

それで、まず、私のメモというのがあって、これは事務局が録音していますが、それに則してきちっとやったわけではなくて、前回の議論の時に私が司会をしながらメモしたものをそのまま書いております。皆さんからいただいたご意見を間違っているか不十分などところがあるかもしれませんが、私の理解では 18 の意見が出されていてそれを見ながら今日の改訂部分といいますか訂正部分について本日の訂正を行っていったという次第です。特に本文にかかるような部分とそうでない部分について出しましたが、とりあえずお出しいただいた意見は私の理解する限りですが、18 項目あったということで念のためにつけています。

それでその 2 ページのところから私が加筆した部分についてはアンダーラインで示しておりますので、それをご覧いただいてご確認していただけたらと思っています。全部読んでいくと大変なので順番にポイントだけ説明します。2 ページの所で人権課題ということで問題というより課題ということで書いた方がよいのではないかという意見がございましたので、下から 2 番目の段落で「本市では平成 18 年に吹田市人権施策基本方針を策定いたしました。策定後 10 年以上が経ち社会情勢も推移し、それに伴い人権をめぐる個々の問題状況にも変化が見られます。さらに、いくつかの新たな人権課題が顕在化しています。」というような文言にし、最後の所で「積極的に取り組めるような施策を進めていきます。」としました。

4 ページの所で子供という表記については「供」は従来どおり、ひらがなでというご指摘と暴力や体罰ということを具体的に書いた方がいいのではないかということで、4 ページの一番下の段落で「いじめや不登校、子どもへの暴力、体罰や虐待、高齢者や障がい者等への虐待」というような形で書きました。それから「ストーカー行為、ハラスメント、インターネットを通じた人権侵害など、さまざまな事情が社会全体の問題として」、社会問題という言い方はちょっと他人行儀といいますか、引いた感じなので、社会全体で共有しなければならないというニュアンスがあった方がいいのではないかということで「社会全体の問題として」という表記にしました。

それからLGBTという表現でマイノリティーということよりもそちらのほうがいいということで、朝日新聞に掲載されたキーワードの解説ということでネットからとってきたのですが、ここで引用させていただいています。名称、用語についての解説をつけるかというのは検討に値するかと思います。SNSの話もありましたが、今回はこの形でLGBTという表現に差し替えております。5ページの所の3行目の「吹田市では」ということで主語が明確でなかったので、主語をはっきりさせた。

6ページの所、ここが議論の多く出た所ですが、真ん中のあたりのアンダーラインがついている所の説明をしますと、「人権についての課題とは、道徳的であるとか抽象的であるとか」そういう記載があったので、それはちょっと違うというご意見があったので、このように変えました。「人権についての課題とは、職業に就くことができない、医療行為を受けることができない、住む家がない、暴力を振るわれる、生きづらいなど、個々具体的な事柄を意味するのですが、自分自身の課題として向き合うことが求められるため、かえって無関心や無自覚を引き起こし、無意識のうちに人権侵害の加害者になってしまう恐れがあります。」と。これもきちっと説明すると大変時間がかかる話ですけど、よく言われることですが、自分は関係ないよという形で引いてしまうというのが大きなポイントです。人権問題といたら部落問題だというそういうことでしかとらえられないっていうのも、そういう流れの中で出来てきたのではないか、だからこういう表記で課題は具体的な課題、自分自身の課題として向き合うということが絶えず求められる問題なので、かえって無関心や無自覚を引き起こすという状況があるということに対してどういうふうな啓発をしていったらいいか、どういうふうな活動をしていったらいいのか、当然背後で問われているということです。「また、日常生活を営んでいるうえで、知らず知らずのうちに差別や偏見を持つこともあります。このような個々人の課題は、他方で社会全体の課題でもあり、そのような社会的課題に自覚的に取り組むことが行政の重要な使命です。」

行政の役割は行政が出す基本指針ですのでそういう状況に対して行政がどういう立ち位置にあるのかということを書いて、そしてと続けて、「基本理念を実現するためには、市民一人ひとりが自分自身のこととして、お互いに人格や個性を認め、価値観などの違いをありのままに受け入れる社会を形成し、行動することができるような社会の実現が目指されなければなりません。」というふうに書いて、「市の行政とは、このような社会を実現するために、総合的な人権行政施策を展開する役割を担っています。」としました。あくまで行政はどうするのかということで書く行政が出す指針ですからこういう形に文言を修正しました。特に総合的な人権行政施策という言い方は事務局の方にも確認しましたが、吹田市の他のセクションがどうかは別として事務局としてはこうですという話をいただいていますので、こういう形に文言を修正させていただきました。

7ページの「ソーシャル・ネットワーク・サービス」ということで、この説明がいいのかどうか私も十分確認はできていませんが、単にSNSと書くだけではなく、ここで注釈をつけてこのような形にするのがわかりやすいかどうかはもう一度検討してみる必要があるかもしれませんが、こういう形で注をつける。注をつける場所をどうするかは、また別途考えないといけないかもしれませんが、文言としてはこういう注が必要ではないかという

ことです。

8 ページの②の最後、これも皆さんのご意見をいただきたいのですが、この草の根の団体というところをもう少し具体的に書いたほうがいいのではないかとということで、「吹田市人権啓発推進協議会や吹田市社会福祉協議会をはじめとする吹田市内の人権に関する地域に根差した運動の支援を図っていきます。」というように書かせてもらいました。人権協は、私が会長をしていたので、吹田市の中で人権活動する民間の団体というのは人権協がまずあるのかなと社協もいろんなことやっていたいいるので、この 2 つだけではないのですが、はじめとするというような形で書かせてもらいました。

個別の施策の展開についてはということで、書きかけたのですが、4 のところで次の今日出していただいた事務局の提案に繋げていくということでご理解いただけたらということで、「・・・」にしてあるのですが、ここは削除といいますか、なくてもいいかなという風に思っております。以上が私のほうで手を入れさせていただいた部分ですけれども、いかがでしょうか。

(E 委員)

4 ページ目ですけれども、前回の時に部落差別解消法ということを基準に部落差別ということ考えましょうという言葉としては定義をしました。事務局の次の所の個別課題で同和問題(部落差別)と出てくるんですけれども、4 ページのところで「子ども、高齢者、障がい者、同和問題」としているんですが、ここの論議について同和問題(部落差別)なのか、同和問題は置いといて部落差別なのかというのを今後考えていただきたい。今後の話し合いの中でどう記載していくのかは決まっていくと思いますので、一応ここは同和問題の後ろに括弧なのか部落差別の後ろに括弧なのか、ちょっと頭の中にいれていただきたい。

(会長)

法律ができたことだしということですね。各論ではそのことは出てきます。

(E 委員)

6 ページ目ですけれども、基本的には人権の課題というのは、自分の人権を守ることを通して、自分の人権というのは自分の人権課題であるわけだから、女性で自分はそれがかたいなと思う人は、女性問題であるし、部落の人であったとしても実は高齢者かつ障がい者であって自分にとっては障がい者問題が課題だという人にとっては、部落差別だけじゃなくて高齢者、障がい者問題が自分の課題なわけで、自分自身の人権課題を守るっていう積極的な言葉が入ってもいいのではないかなという気がしました。

(会長)

分かります。私も大学の授業ではそれを言います。自分自身の課題だと。ただ、あまり説教調になってもいけないので、そこまでつつこんで書くのは控えました。おっしゃることは大変よく分かります。それと同時に行政がやること、行政の指針なので社会全体の間

題であるということと両方をつなげようと思って、あえてそこまでは書かなかったんです。

(E 委員)

自分の人権を守りましょう。そのことが社会全体の人権を守るといことに繋がっていくのではないかという提起の仕方はあると思います。

(会長)

今、おっしゃったことは書き足すかどうかまた考えます。

(D 委員)

4 ページ目の本市の取組の所の L G B T のところですね。セクシャルマイノリティーから L G B T に言い換えた形での提案をいただいています、ここの括弧で書かれているように L G B T 以外の所も含まれる用語なので、L G B T 以外のいろんな取組を行っている中でも L G B T の表記だけでいいのかということは、よく議論される場所なので、例えばここは、性の多様性を尊重した施策の検討などが新たな人権課題として表れていますという言い方でもいいのかなと個人的には思います。

(会長)

それを併記する、重なっている部分もあるけど違う部分もあるよというニュアンスで。確かにおっしゃるとおりで L G B T と言うと枠を作ってしまう。

(D 委員)

括弧書きで言い換えています。

(会長)

将来に向かって開かれているよというニュアンスがいるということですよ。

(D 委員)

そうですね。あと、6 ページのもともとの文章ですけれども、真ん中より下の「日常生活を営んでいるうえで、知らず知らずのうちに差別や偏見をもつこともあります。」という文章ですが、偏見をもつというのは、偏見をいなくということで、なんとなく日本語としてすっと落ちるのですが、差別をもつというのは言葉としてよく分かりにくいなと思います。

(会長)

差別意識と書く必要がありますね。もし書くとすれば。

(E 委員)

僕も言葉で分からない時がある。障がいがある、障がいを持つ、障がいをうける、その

後の言葉のニュアンスをどう考えていいのか、どう使うか、どう考えるか、混乱してしまう。

(会長)

文脈ごとに精査するしかないですが、障がいは持つではないし、あるです。差別意識というの私はあまり使いたくないです。単に意識の問題ではないので、意識の一角ですからね。そういうレベルで切ってしまうと人権感覚という言い方になって、それはそれでリアリティとしてはよく分かるのだけれど、その人の生き方の中で出てくる問題だからもう少しその人全体の中で今言われたように自分自身の課題だということと繋げて考えたときに、単に意識とか感覚とか言ってしまうと少し違うのかなと違和感があります。だから人権感覚を身につけましょうとか、差別意識がどうか言う言い方が良いのか悪いのかは文脈で判断する。文脈で非常に有効な場合もありますので。基本的な議論をする時は考えないといけないといつも思っています。もう一回精査してみます。

(A 委員)

前回の第 2 回で話したらよかったかもしれませんが、4 ページの個別具体的なところで、いじめや不登校でワードとしてひきこもりは入れられるのかなと思いました。

(会長)

それは入れたらいいと思います。

(D 委員)

特にやっぱり学校へ行かない、でも年齢が上になってきてからということもこの間よく言われてきているので、ワードとしてはいると思います。

(会長)

本当はひきこもりという表現も変えたほうがいいと思います。

(A 委員)

すでに定着して、自己同一している人もいるくらいのワードなので。

(会長)

いい言葉があれば考えます。

(A 委員)

6 ページの「かえって無関心や無自覚を引き起こし」の理由として、自分自身の課題として向き合うことが求められるというのは、どうも僕の中で繋がらない。言葉で聞いているので分かるのですが文章だけだと分からない。

(会長)

障がい者の人達が「私達がかえって差別をされたい」と端的に言うというこのことを言われる場合があります。なぜかという、障がい者問題ということで問題があるなら、私達障がい者に関わることはやめましょうという形でむしろ腫物を触るように障がい者と付き合われるという現実が一方であるという、そうであれば、逆に関係を切ってしまうという形で差別されるほうがましだという逆説的な表現があってそれを昔聞いたことがあります。

だから、無自覚というのは表現としては厳密に言うと不適切かもしれませんが、やっぱりそこから距離を置きたい、人権問題から距離を置きたい、私には関係ないことだと、それで人権問題は部落問題でしょという話になるという構造があって、自分の課題と向き合うというのはどんな人にとっても大変なことです。

例えば差別を受けている人であって、部落差別を受けている人でも女性との関係でどうか障がい者との関係でどうか外国人の関係でどうかなどで色々そこは課題が出てくるといえることは前から言われていますけれども、有名な話で、あなたは差別を受けたのだから絶対差別をしてはだめよという長野県の部落の人が自分の娘さんに言った有名なフレーズがあるんですけれども、自分達の中にある、あまり固定して考える必要はないと思うのですが、人間として生きるにあたっての生きづらさがかえって差別をしてしまうとか偏見を持ってしまうという行動に結びつくのですね。だから無関心という言い方は適切ではないかもしれないが、人権の課題と自分と距離を置いてしまう。自分自身の問題ではないという形で自分の中でおさめてしまうという。そういうことがありがちなので、それを上手く繋いでいくということが大きな課題です。そういう主旨です。

(A 委員)

その話を聞いていると納得するし、そんなことが盛り込まれているとは素敵なことだと思いますが、自分自身というのが誰を指しているのかというのが分からない。文章から人権についての課題、前に挙げられている就労できないとか、医療を受けられないとか、その人達を自分と指しているのか、或いはそれとは別の人を指しているのか、主語がよく分からない感じになっていると思います。前提としてあるかたは分かるかもしれませんが。

(会長)

分かりました。今のお話は少し考えてみます。たくさん説明してくださったらかえってわかりにくくなるけれども、短いフレーズでつなげる言葉があったら考えてみます。

(E 委員)

4 ページの中で「平成 18 年に策定し、図ってきました。この取組の中で未だ」という言葉の後に女性とか具体的な言葉が出てきていますね。未だ、こういう課題としてあるけれ

ど実態はどうかっていうところの裏付けがない。吹田市がこんな取組をやってきてこれだけのことが課題として提起されていますが、今どんなことがいづれくらい起こっているか、先程の問題を含め女性の課題については個別の課題に入ってくるんだけれども、具体的なものを出せば出すほど事実としてどうなのかという所がぼやけてしまうと裏付けがないので、個別のところでも少し入るのかな。

(会長)

そこは、今日は事務局案についても議論になると思います。

(D 委員)

その箇所でいうと、ストーカー行為が入るのかなと思わなくはなくて、規制法は 2000 年にできて、2006 年にこの前回の方針をだしている。出来た当初はメディアも多くとりあげていて話題性も高かったので、前回はこの言葉が入ってきていたのかなと思うんですが、今回もまだ残しておくかどうか。もちろん問題がないというわけではなくて、入れた経緯ともう一回入れる経緯というのがちゃんとリンクをしてここに出てきているのかなと思いました。

(会長)

ストーカー行為というのはむしろ人間の尊厳に基づいてという部分と個人の尊厳ということに関わってくる話だと思いますね。ハラスメントもそうだし、暴力もそうだけれども、少し前の分をもう一度見て考えさせて下さい。入れるかどうかは別として。

(D 委員)

入っていても構わないけれど、何で入っているかというのがきちんと落ちていないと、前回のものが単純にそのままなのかなということになる。

(会長)

各論に入れるかどうかも含めて考えます。

(D 委員)

8 ページの②のところですが、人権教育・啓発は家庭、学校、地域、職場という 4 つの主体が出てきていて、今ある方針が学校、企業、NPO という 3 つの主体が書かれています。増えているけれども、NPO が消えていて、入れておいたほうがよいのではないかなと思います。

(会長)

それは私の方で修正します。

それから、具体的な団体名を 2 つ書いていますが、たくさん書く必要はないと思うので、

代表的なものとして2つ書かせていただきました。

もしまた何かあれば事務局の方をお願いします。まだ全体ができているわけではないから手を入れられます。

(D 委員)

②の所は少し違和感があって、人権啓発推進協議会は分からないのですが、社会福祉協議会が人権に関する地域に根ざした運動をやっているのかどうか。運動と言った時にどちらかという社会福祉協議会は事業体というイメージなので、事業としてはやっていると思うのですが、運動となった時に適しているのかなと思います。

(会長)

人権協だって運動と言ったら、少し違うかなと思います。活動ですよ。

(D 委員)

そうなった時に運動の支援はしなくなるということですか。

(会長)

活動や運動にしましょうか。

吹田市内の人権に関する地域に根ざした活動や運動の支援を図っていきますという文章の整合性を考えてそういった主旨の文章にしましょう。

(G 委員)

社会福祉協議会は置いておいたほうがいいかもしれません。

(会長)

社協は私の考え方ではよくやっていると思います。

(G 委員)

もちろん仕事としては非常にやっています。

(B 委員)

個人後見とかも社協が大きな窓口になっているし、高齢社会の中で大きなウエイトがかかりますよね。

(G 委員)

高齢者社会だからね。

(会長)

例示だからこれが1番ではない。例示ですという主旨ですが。

(E 委員)

個別の課題を見た時に社会福祉協議会の意味はものすごく大きい。

(会長)

はい、そうしましたら、事務局の方から、次の取り組むべき主要な課題ということで、事務局案としてだしてもらおうということでご説明と、今から時間を取りますので少し読んでもらってご意見をいただきたいということと、ここで人権意識調査の結果が出されていますが、この結果と併せて読んでももらわないと分かりにくいので、この結果を参考に読んでいただければと思います。次回も今回含めて議論することになるので、現状でご意見があれば後で言ってもらおうということで少し時間を取ります。

よろしいでしょうか。ご意見が色々おありだと思いますので、よろしくお願いします。

(E 委員)

7 ページの施設コンフリクトの意味を教えてください。

(会長)

施設コンフリクトは例えば精神障がい者の施設が街中にできたとして、それに対して反対運動が起きて、出て行けというようなことです。昔、施設が箕面市の駅前にできてちょっとした騒動になりましたが、そのようなことです。

(E 委員)

部落差別の 8 ページの所で、理念的な言葉で僕の中で思っていることは、間違った知識や認識から正しい理解が生まれないということです。部落差別の偏見というのは、間違った認識と不十分な認識という前提があります。正しく理解していないから、偏見が生まれるというふうに私は思っています。去年も一年間の間に具体的に学生の意識を出しながら、今の部落問題、部落差別に対する認識がまだまだ不十分ですよという提起をして、実際はどういう形か話をさせていただいた経過があります。今の段階で部落差別に対する正しい認識を深める方向の書き方といいますか、差別意識と被意識が残っているという部分と正しく理解されていないという概念みたいな言葉が欲しいです。

先月 7 月の終わりに、吹田の人権担当の先生方の研修をしましたが、人権担当の先生の中でも江戸時代の身分制が士農工商ではなかったことを初めて知りましたという感想がありました。人権担当の先生なんでね、教科書の中で提起しながら、教える側の先生にもまだそのような人がいるということです。学校の教科書でそう書いているんですよと提起しながら、一般の吹田市民の意識はどうかという、ここに表れていない、人権問題に対する歴史性、社会性みたいなところの正しい理解ということが本当は十分でないからこう

いう提起をしなければならないのだろうけれど、その前提に、不十分な認識、間違った理解というのを克服するための何かというのが欲しいところです。

(会長)

歴史学の進展に伴った成果を教育とか啓発に反映させなさいという言い方でもいいのかもしれませんがね。かつてのイメージと全然違いますからね。私達も一生懸命勉強しないと私達の世代でも分からない所がある。

(E 委員)

他の個別の人権課題もそうで、近年提起されている部分で、そこをわかり易くどう広めるかというのが、今回の目標の 1 つになっている。他の人権課題もたくさん新しいものを提起していくという意味でいえば積極性を出した方がいいと思います。

(F 委員)

子どもの人権に関しましては、今回の 4 ページですけれども、児童虐待、いじめ、子供の貧困の 3 点に特化してしまうということですか。ヒヤリングで不登校問題とか言っていました、そちら側がありません。今回は特別な意味がおありですか。

(事務局)

今回、書く中で子供の所が一番難しいというか、課題ごとにくくって書いたほうが分かりやすいので、こうさせてもらいました。時間がなかったのも、ここまでで終わっていましたが、これ以外にもまだまだあると思います。不登校であるとか居場所であるとか、そういう問題が書けていないというのは自分でも認識できているところがあります。

(F 委員)

列挙するとすごい論点になってしまうし。

(事務局)

必要なら当然入れていくべきだと思っています。

(会長)

今日、K 委員がおられたら、色々と話してもらえと思うのですが、やっぱり子どもは生きづらいとか、そういう状況をどう考えるのかということですね。大人がそんな社会にってしまったというようなことをね。

(A 委員)

子供の部分でいじめの部分、5 ページの冒頭です。「生命をも脅かす重大な人権侵害です。」とここまで言うなら、犯罪ではないのか、人権侵害だけでここまで言っているのかなと思

います。どういう認識に立っているのかと感じたところです。学校教育が大きな役割を担っているというふうに言っているものの、結論として、家庭、地域と連携して取組の強化というのがよくわからなくて、具体的に地域連携でいじめ防止って何かわかるものがあるなら、そういったことも盛り込めたらと思います。

(会長)

一行目の「生命をも脅かす人権侵害です。」ということはそのとおりで、ここまで書くなれば犯罪じゃないかということは、犯罪をどう提起するのかという問題がありますので、どうしてもというなら考えてみますが、重大な人権侵害にあたるということにはかわりがないと思います。いじめ、虐待、貧困と地域の連携について具体的な取組がイメージできたらいいいですけども、例えば、これは自治体では色々、特に解放運動などあったところは子ども食堂の運動が充実しているし、従来の運動とのリンクというのがあって、そういう土台がある所はいいけれども、土台がない所はこれからどうするのかという問題はあるかと思いますね。そういうところを地域連携できているところは従来の運動の蓄積があるからですね。大阪府下を見てもね。

(E 委員)

5 ページの一行目の「いじめは。」というところの句点はタイプミスかなと思います。

似たような言葉で「いじり」という言葉があります。子どもの心も身体的にも軽くする言葉、重大な人権侵害にあたらないような軽い言葉ですが、した行為で結果論として自殺する、自死という形でも教育委員会が隠している。近年、神戸市教委は2年も3年も隠している。上から言われてちょろ出しはしていくけれども、主体は学校教育が大きな役割を果たしている。学校教育の所で責任性と責任感がもう少し欲しいと思います。いじめのたびに基本方針を策定しますとか、これはもう体罰の問題を含めて学校ではいろいろ生起しており、そういう時の情報交換をしっかりしないと連携につながらないのではないかと思います。いじめでどうしたとか、かつあげをするというのは窃盗になるし、暴行を加えるというのは犯罪になる。いじめがあった時にはきちんとした報告ができるような形で受け入れる。子供達がそういう状況になった時に、今SNSでやろうとしている市がたくさんありますけれども、期間が短く、戸惑う市が増えています。30数市がSNSで相談を受けていますが、防止策、相談、子どもの声を聞くということも頭の中に入れておくほうがいいのではないかと思います。夏休み明けに自殺が多いので、相談窓口を8月、9月までとか限定的ですがやっているのですが、夏休み明けの自殺防止にはつながっていますが、そういう相談窓口が虐待の情報を学校教育から受け取れるようなことが必要なのではないかと思いました。

(会長)

NHKのテレビでいじめをノックアウトという番組があつて、時々見っていますが、LINEでやりとりをするなかでどんな問題があるのかが分かります。中学1年生のいくつかのグループにさせて中学3年生が批評するという、去年の暮れにしていましたが、勢いで返すっていうか、のりがないとだめと言われるから、返信が遅い子が一人いるとすぐはみだされる。どうして早くしないのかと言った時に、そんなこと言わないでほしいと正論を吐くと、また、それで排除される。非常に危ういですよね。そこだけを見るとそう思います。

機械が悪いということではないのですが、それを使いこなすだけのノウハウみたいなものが全然できていないところでどっと入っていくことが問題です。よく言われるのは、なんで君明日くると手段を聞いているのに、来るなというふうにうけとめられている。それで話が段々大きくなるということが、以前、人権協の研修でしていました。メールでもそうだけれども、対面ではないからニュアンスがまったく伝わらない。それを子供達が使いだすと歯止めがかからなくなる。

(G 委員)

止めようがないので守りようがない。

(D 委員)

子どもの所で少し意見があります。いじめの所に関して言えば、5ページの7行目に「組織的な対応や家庭、地域」とありますが、文章がどうこうと言うわけではないのですが、実際うちの子供が通っている小学校のクラスでいじめが起きました。その時に、学校はそれに対応するのですが、対応の仕方に関して保護者が不信感を抱くようなことがあったんです。そのことに関してどうこうと言うわけではないのですが、ここで言われる組織的な対応というのがどこまでのことを指すのかなというのと防止基本方針というのは、そこには防止だけでなく起きた時の対応のことも触れられているのですが、経験としてあったのは、いじめが起きて複数で一人の子に対して、いじめと思われる行為があったので、いじめをしたと思われる子どもを個別に学校の先生方がヒヤリングというか、事情聴取的なきついもので、それに対してだいたい保護者から不満があがっていたので、そこで、組織的な対応というのは、第三者的なものが入っていたわけでもないし、どういうふうに客観的に、いじめられた子もいじめに加担した子たちもそれぞれの子ども達の人権を守りながら対応ができていたのかなと疑問に思っ、ここで書かれている「組織的な対応や家庭、地域と連携した取組の強化」というのが、もう少しあってもいいのかなと、今のものがきちんと対応しているのかということですね。

あと、子供の貧困の所で、「実態調査を実施しました。」の後でふれられている言葉の表現で、「調査結果から、経済的要因だけでなく、親の養育力のなさや地域などとのつながりの欠如」という所が分かりますが、親の責任なのかと文章として読みとれてしまうので、ここの表現の仕方を上手く変えられないかなと思います。

また、今後の所の段落ですけれども、再度、学校、家庭、地域社会などという、色々な主体と連携してという所がでてきますが、子供の所と男女共同参画の所は、「行政、市民及び事業者が」という言い方をされていて、その 2 つだけが全体の中で具体的な主体との連携の仕方が触れられていますが、NPOは入っていないし、入れるのだったら入れる、入れないのだったら入れないと統一感を持ってもいいのかなと思いました。

(会長)

連携は課題を共有しないと連携できないですね。それは書き込まないといけない。とにかく連携しますっていうのは話にならないわけで、学校が情報を出す、或いはそこでお互いに課題を共有して、子どもの人権を守る。そういう意味での連携体制をどう作るかとせめてそう書き込まないといけないと思います。

(B 委員)

今言われたように子供の貧困の問題を今ここで過保護に書いても、結局、各新聞報道はこういう形で、でてきていますから相反するような方向で市がやりだしても、市民のほうで理解してもらえるのかなという気がします。

(会長)

親の養育力のなさというのを個別に見たらそういうふうに見えるところはあるけれども、時代の変化などで子育ては難しくなっているという側面は、僕は明らかに有ると思います。昔だったら簡単にできた子育てが、今の親にとってはとてもしんどいという。それは昔の親が今タイムスリップしたら、今は養育力がないといわれるかもしれない。そういう部分はあると思うので、ここはちょっと考えたほうがいいのかもかもしれません。

(G 委員)

組織的な対応や家庭、地域と連携したという考え方のもとが、古くなってきてしまって、大阪大学の先生達がずっと言われていたように、時代はずっとそういう形のなかで子供の時から色々な取組を進めていく必要があるという形でしたけれども、今や家庭教育も地域の教育もあるのかなのか分からない時代になってきてしまっている中で、新しい何かを作れないですかね。

(E 委員)

今、お話を聞きながらずっと思っていたんですが、地域との協力、学校、組織と連携して作りますと言ったら、開店休業で、一度役員が決まった後は問題が起きるまで、問題が起きていてもなかなか集まってそうしようかとなっていない場面も多い。

(会長)

地域での連携というのが、色々なレベルの連携があって、こども 110 番とかいう形は非

常にやりやすいけれども、実際こども 110 番で連携ができるかといったら少し違うことになる。だから、どういう課題が子供達にあるのかというのを発信できるような機関がいりますね。前から私も言っていますが、学校がノウハウを持っていますが、個人情報のこともある、革新的なこういう課題がありますというのは学校側も上手く説明できないし、教員の発信の仕方、管理職の発信の仕方にも課題はあるのかなという感じはします。

私の地元の小学校でコンビニが初めてできて、いきなり 2 年生か何人かの子が万引きをしました。地域の連絡会でそういう話になってどうするかっていったら、その時の教頭先生がきちんと痛みを子供達に分からせる必要があるから、痛みを皆で共有するという意味で親や先生がきちっと謝りに行って、それを子供に見せるというところからスタートしますと、当時の教頭先生が、高槻で人権教育を受けた人ですが、言うわけです。そういう発信力が学校側にもいるのでしょうか。

だから、親の養育力のなさというのは、親が子育てを非常に困難に感じているという状況をどう考えたらいいのかということ。文脈で出すとしたら、出したほうがいいのか。虐待が起きるとはそういうことでしょうか。余裕がないというか、子どもに対してどういうふうに向き合ったらいいのか。上手く感知できなかったら、結果としたら養育力がないと言われるわけだけど、そういう訓練を親が受けてきたのかといったらそういう訳でもないという話になるのですが。

(D 委員)

障がい者の所に触れてよろしいですか。7 ページ目の下から 2 行目の「障がい者は特別な存在でなく、本市の人口の約 20 人に 1 人が障がい者手帳を持っており」という所で言いたいことは分かるのですが、多かったら特別な存在でなくて、少なかったら特別な存在なのかと言うと、それは語弊を与えないかなと思います。

次の 8 ページの所で、どこもそうなんです、現状やこれまでの経緯に触れてから方針を語りますが、全体的に語っている方針が少なく、精神障がい者の施策も充実を図りますという一文だけで、身体、知的、精神とある中で、精神だけここに一文があり、すごく違和感があって、現状はどうなのかというのも見えてこないし、身体、知的はどうなのか、発達障がいも前回、方針を立ててから、だいぶ言われるようになってきましたが、支援の施策が追いついていないという中で、発達障がいについては一切触れていない。精神障がいに関しても一文だけ、具体的な依存症のことや色々な所の支援が必要なかなと思いますが、触れきれないのかなと感じました。

(会長)

これは学校でもそうだし、地域でもそうだし、職場でもある意味ではそうだし、当然障がい者と同じように出てきますから。

(E 委員)

7 ページの「人口の約 20 人に 1 人」という数字はあえていないかもしれないなという

気もします。

(会長)

僕もアンダーラインを引いた。特別な存在ではなくという区分けは違うだろうと。言っていることは分かるのですが、少し変えないといけないかもしれません。

(E 委員)

多様性という言葉の意味がここには含まれていない。違うという区分けの感じに見えてしまう。

(会長)

多様性と共通性というのは、バランスとらないといけない。

私としては、全体として、また事務局と相談しますが、意識調査の結果を入れるのであれば、それに対するコメントが必要と思いますが、そこは事務局と相談したいと思います。それと、これも以前から言われていることですが、もう少し、現状がこうだと具体的なものを書き込まないとスローガンみたいになってしまうので、指針というのは少し違うかもしれませんが、もっと、指針は指針で別にあって、それを解説する文章を出して、そこで議論する、書き込むというのは 1 つの方法であって、指針に全て書いてしまうというのはしんどいかもしれません。バランスを考えながら、今の具体的な課題はこうだというのがもう少しあればね。取り組んでいますだけではなしに、それももちろん大事なことです。今のポイントはここだ、皆で考えなければならないのはここだということがある程度分かるような文言が多少いると思います。それを突っ込んでやっていくと、基本指針の解説書などが本当はあればいいんでしょうけど。指針はやっぱり指針ですから。こんなにいっぱい書き込めないと思います。

(E 委員)

集約された部分としての項目で一定の基本方針としての呼びかけ、スローガンとしていい部分を提起する。具体的な部分でやっていくと、どんどん増えてしまうと思いますね。それが全体として感じる部分です。形式的な部分では、一行の横の数が多いですね。色々な方針の後に 7 分の 1 くらいの欄外を取っていて、そこに言葉や説明があります。1 ページの中で字数が少なくて読みやすいのと、言葉の説明は欄外に全部出す。見やすい形式のものも出ています。ずらずらと書かれていると休憩したくなります。形式の問題も考えてもいいかなと思います。

(会長)

最近の書籍の作り方でもそういうのが出ますからね。注は特に処理しないといけません。

(B 委員)

2 ページの男女共同参画の所ですけれど、以前に比べて男性の理解も深まってきていると思います。そのあたりの事も文章として書き加えていただけたらと思います。

(会長)

それから、最後の外国人の所も、多文化共生推進指針を私も読み込んでみて、この指針の中味を施策の中に取り込んで反映させた文言が必要かなと思います。施策としてどういうことをするのかということをもう少し具体的に書いたほうが吹田市多文化共生指針の 10 ページの 1 つ前の段落で、「外国人は、言葉や習慣、文化の違いを越えて暮らしており、このような中で、国を越え、助け合い、共に生きることの大切さを認識する必要があります。しかし、異なる言語や習慣、文化等への理解不足などから、就労や住宅、教育、結婚等の社会生活において、差別的な待遇を受けるなどの人権問題が生じています。」と書いてあって、ここはそのとおりでしょうけれども、施策としてどのように対処していくのかをもう少し具体的に書いてもいいのかなと思います。

(D 委員)

多文化共生推進指針の 5 ページの図 2 の表を見ると、外国人への偏見、差別をなくすため、啓発活動を充実するという回答が日本人より外国人が多くてギャップがあるというのは今回の方針で触れてもいいのかなと思います。

(会長)

どうでしょうか、今日お越しいただいていない委員の皆さんにも、大事なところなのでそれぞれご意見をうかがう方がいいかなと思います。それを踏まえて私と事務局の方で、もう少し各論については調整をして文言修正等を含めて次回までにお出しするということで行きたいと思います。私個人としても、色々考える所があるのですが、今、指摘していただいたように、膨大な量になってもいけないので、事務局と相談したいと思います。本日はこれで終わります。ありがとうございました。